

競争譲渡員ト合シ三河島町橋木方面へピクニツクン行へリ
以持久戦シ見越シ五月十七日争譲團ノ部署ヲ定メテ團結ヲ鞏固
ニセリ

一 事業主側

事業主側ニ於テハ特記スヘキ事項ナシ

一 交渉状況

五月十五日午前十時ヨリ陶東合同岩内善作ハ工場主ヲ訪問シ
タルカ工場主ハ製糸ノ販賣ニ専攻中ナルヲ以テ夫レ迄交渉ヲ
延期セシメ度シト述ヘテ合見ヲ終ル

五月十八日所報日暮里冠英ハ労資双方ヲ同署ニ合見セシメ種
々斡旋スル処アリタルカ結局前記覺書ノ通り山崎解決セリ
及中(通)旅帳也

覺書

本縣電線製作所對経営及ノ勞働争議ハ左記條件ヲ以テ今般山崎解決シタル
ヲ以テ茲ニ覺書三通ヲ作成シ當事者双方之ヲ保存スルモノトス

左記

- 一 一日ノ勞働時間ヲ十時間トス
- 二 早引臨時休業ノ場合ハ日給金額ヲ支給ス但レ工場都合ニ依リ休業シ合シル時
限セ
- 三 休憩時間ヲ午前午後十五分トス 云々三十分トス
- 四 中食ノ際ハ茶ヲ飲作ス
- 五 所残り汚業ノ際ハ時間割ヲ以テ賃銀ヲ支給ス
- 六 下山車者ハ公傷ニ對シ傷者扶助料トシテ金五十円セラズ給ス
- 七 冬期ニトテノ薪ヲ増シ該薪ノ費用ヲ云々スルニト
- 八 給料トスルヲ月二回ニスルニト
- 九 全回同額ニ視テ優待者ヲ云々スルニト